

令和6年度阿見町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品又は役務の調達とする。

3 調達の目標額

町が障害者就労施設等から調達する物品又は役務の目標額を、次のとおりとする。なお、目標額は、町内の障害者就労施設等への発注予定に関する調査結果及び当該年度の予算又は事業の予定等を勘案し設定している。

目標額 3,600千円以上

4 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

（1）執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障害者就労施設等へ発注することが出来るよう努めるものとする。

（2）発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

（3）必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障害者就労施設等で対応することにより、施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

5 調達実績の公表

調達実績は、令和7年7月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

6 公契約における障害者の就業を促進するための措置

優先調達にに合わせて、公的契約における障害者の就業を促進するための措置等を講ずるよう努める。

7 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。